

33. (Gno.84) ドイツ刑事法を継受した国家間の比較法研究

代表：滝沢 誠

2019/02/13 (承認) 2019年度 (開始)

【研究の目的】

わが国では母法であるドイツ法を対象とする比較法研究は積極的に行われてきたが、それを継受した国家間のいわば横の関係での比較法研究は積極的に行われてこなかった。刑事法学が対処すべき共通の現象のいくつかを対象とし、ドイツ法を継受したわが国、中国、韓国、台湾等の諸外国間の比較法研究を行う。

【研究活動及び成果】

総括

2023年度は、前年度に引き続き、メンバー個人が各自の研究テーマに即した比較法研究を実施した。

また、これと平行して、共同グループ全体での研究成果を公表したのものとして、2023年11月21日（火）から同月23日（木）まで、中央大学日本比較法研究所及び独日法律家協会（Deutsch-Japanische Juristenvereinigung, (DJJV))を主催とし、公益財団法人 社会科学国際交流江草基金の後援により、「トリラテラル比較刑事法コロキウム 台湾・ドイツ・日本における刑法総論の領域における最近の諸問題」を中央大学駿河台キャンパスにおいて実施した。

学会発表

井田 良「『基調講演：学説と実務における比較法 - その意義』の翻訳・通訳」上記コロキウム（2023年11月）

滝沢 誠「講演(1)：人質司法？ - 比較法的観点から見た日本の刑事手続」上記コロキウム（2023年11月）

土井 和重「セッション1報告：日本刑法における因果関係論の展開」上記コロキウム（2023年11月）

只木 誠「セッション2報告：日本の実務における故意概念の最近の展開」上記コロキウム（2023年11月）

井田 良「セッション4報告：日本刑法における正当防衛とその制限」上記コロキウム（2023年11月）

井田 良「最終セッション総括」上記コロキウム（2023年11月）

それ以外に、下記のものがある。

井田 良「日本における性犯罪処罰規定の改正」, 韓国ソウルの国立刑事政策・司法研究院（中大との間に学術協定あり）において開催された「韓国・中国・日本における刑法の最近の状況と発展」における発表（2023年12月）

井田 良「日本刑法における個人主義と集団主義」, ドイツ・アウクスブルク大学において開催されたシンポジウム（DJJV共催）「法・文化・法文化における個人性と集団性」における発表（2024年2月）

刊行物

日本比較法研究所 2023 年度共同研究

上記コロキウムを終了後から、その成果を公刊する編集作業を実施している。その成果は、2024 年度中に刊行予定である。